



Title	資料編 学内規程等
Citation	北大百二十五年史, 論文・資料編, 640-580
Issue Date	2003-02-21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28221
Type	bulletin (article)
File Information	hokudai125yr_shiryo_640-580.pdf



[Instructions for use](#)

学 内 規 程 等

学 内 規 程 等 (2002年 4 月 1 日現在)

- 1 . 北海道大学通則 (1995年 4 月 1 日制定、海大達第 2 号 / 2002年 4 月 1 日改正、海大達第28号) 637
- 2 . 北海道大学大学院通則 (1954年 3 月17日制定、海大達第 3 号 / 2002年 4 月 1 日改正、海大達第29号) 627
- 3 . 北海道大学評議会規程 (2000年 4 月 1 日制定、海大達第15号) 613
- 4 . 北海道大学部局長会議規程 (1998年 2 月18日制定、海大達第 5 号) 611
- 5 . 北海道大学運営諮問会議規程 (2000年 2 月16日制定、海大達第 1 号 / 2001年 4 月 1 日改正、海大達第49号) 609
- 6 . 北海道大学点検評価規程 (1991年12月18日制定、海大達第48号 / 2001年 5 月16日改正、海大達第69号) 608
- 7 . 北海道大学講座、学科目及び研究部門規程 (2002年 4 月 1 日制定、海大達第25号) 605
- 8 . 北海道大学学位規程 (1958年 9 月10日制定、海大達第12号 / 2002年 4 月 1 日改正、海大達第30号) 601
- 9 . 教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程 (1976年 6 月19日制定、海大達第29号) 592
- 10 . 北海道大学総長選考基準 (1949年11月 8 日、北海道大学協議会決定 / 2000年11月22日、北海道大学評議会決定) 587
- 11 . 北海道大学副学長の選考等に関する規程 (1995年 4 月 1 日制定、海大達第19号) 585
- 12 . 北海道大学教員選考基準 (1994年 3 月16日制定、海大達第11号 / 2001年 7 月25日改正、海大達第87号) 584
- 13 . 北海道大学部局長選考規程 (1965年 7 月28日制定、海大達第12号 / 2001年 2 月21日改正、海大達第 9 号) 582
- 14 . 北海道大学名誉教授称号授与規程 (1966年 2 月16日制定、海大達第 3 号 / 2001年 4 月 1 日改正、海大達第50号) 581

1. 北海道大学通則

平成7年4月1日
海大達第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし、かつ、最高の教育機関として国家社会の向上を図り、もって人類の永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。

(学部及び学科又は課程)

第2条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

文学部 人文科学科

教育学部 教育学科

法学部 法学課程

経済学部 経済学科、経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科、地球科学科

医学部 医学科

歯学部 歯学科

薬学部 総合薬学科

工学部 材料工学科、応用化学科、情報工学科、電子工学科、システム工学科、応用物理学科、原子工学科、機械工学科、土木工学科、建築都市学科、環境工学科、資源開発工学科

農学部 生物資源科学科、応用生命科学科、生物機能化学科、森林科学科、畜産科学科、農業工学科、農業経済学科

獣医学部 獣医学科

水産学部 水産海洋科学科、海洋生産システム学科、海洋生物生産科学科、海洋生物資源化学科

2 各学部の学生の収容定員は、別表のとおりとする。

(講座、学科目及び研究部門)

第3条 本学の大学院の研究科に講座を、学部の学科又は課程に学科目を、附置の研究所に研究部門を置く。

2 講座、学科目及び研究部門については、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第2章 学部

第1節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学記念日 8月14日
春季休業日 4月1日から4月7日まで
夏季休業日 7月11日から9月10日まで
冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業日は、必要により学部において変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度総長が定める。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び獣医学部獣医学科にあつては6年とする。

(在学年限)

第8条 在学年限は8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び獣医学部獣医学科にあつては、12年とする。

- 2 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等において在学することのできる年限を定めることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めから1月以内とする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学出願手続)

第11条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに、別に定める書類に第35条に規定する検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第12条 前条に規定する入学出願手続を行った者に対しては、入学試験を行う。

- 2 入学試験については、別に定める。

(入学許可)

第13条 前条に規定する入学試験に合格した者で、所定の期日までに、別に定める書類を提出し、第35条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。

(編入学等の資格及び時期)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、学部において、選考の上入学を許可することができる。

- (1) 本学の中途退学者で、再び同一の学部に入學を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在學し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在學し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、入學を志願する者
- (3) 本学若しくは他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入學を志願する者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定により学士の学位を授

与された者で、入学を志願する者

- (5) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を修了した者（学校教育法第56条に規定する者に限る。）で、入学を志願する者
- 2 前項に規定する者のほか、外国において学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、工学部の第2年次に入学を志願する者については、工学部において、選考の上入学を許可することができる。
 - 3 第1項の入学を許可する場合においては、第9条の規定にかかわらず10月に入学させることができる。

（転部及び転入学）

第15条 一の学部の学生であって他の学部に転部を志願する者又は他の大学から本学に転入学を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部において、選考の上転部又は入学を許可することができる。ただし、当該学部別に別段の定めがある場合は、欠員がないときであっても転部又は入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により転部又は転入学を志願する者は、その際在学する大学の学部長又は学長の許可証を願書に添えなければならない。

（編入学等の入学出願手続等）

第16条 第11条及び第13条の規定は、前2条の規定により入学する場合に準用する。

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程及び履修方法）

第17条 教育課程は、次に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 教養科目
 - (2) 基礎科目
 - (3) 専門科目
 - (4) 国際交流科目
- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目区分として日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
 - 3 第1項第1号及び第2号並びに前項の授業科目区分の授業科目のうち、複数学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を全学教育科目と称する。
 - 4 授業科目及び履修方法に関し必要な事項は、学部の定めるところによる。
 - 5 前項に定めるもののほか、全学教育科目に関し必要な事項は、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号。以下「全学教育科目規程」という。）の定めるところによる。
 - 6 第4項の規定にかかわらず、国際交流科目に関し必要な事項は、北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号。以下「国際交流科目規程」という。）の定めるところによる。

（授業の方法）

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（履修科目登録の上限）

第17条の3 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため卒業要件と

して学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与等)

第18条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は、学部(全学教育科目にあっては全学教育科目規程、国際交流科目にあっては国際交流科目規程)の定めるところによる。

(他学科又は他学部における授業科目の履修)

第18条の2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の学科又は他の学部の専門科目及び国際交流科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、学部の定めるところによる。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては、学部の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第19条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に当たっては、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条の2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い)

第20条 学部において、教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条又は短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第17条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部において、教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第3項、前条第1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本学における科目等履修生(大学又は短期大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位(学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により一の学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第1項の規定により入学した後に修得した

ものとみなすことのできる当該単位数、その修得した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案し、当該学部が定める期間を教授会の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。（編入学生等の既修得単位数及び在学年数の取扱い）

第21条 第14条及び第15条の規定により入学を許可された者の、入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程において学修した成果は、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学部において、教育上有益と認めるときは、前項に規定する者が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修（前項の規定を適用したものを除く。）を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることのできる単位数については、前条第3項の規定を準用する。

3 第1項に規定する者の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、外国の大学若しくは短期大学又は専修学校の専門課程における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。

第5節 休学、転学、留学、退学、除籍及び懲戒

（休学）

第22条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該学部長に提出し、許可を得てその学年の終わりまで休学することができる。

第23条 疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、当該学部長は、休学を命ずる。

（復学）

第24条 休学している学生が、休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該学部長に提出し、許可を得て復学することができる。

（休学期間）

第25条 休学期間は4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び獣医学部獣医学科にあつては5年を超えることができない。

2 第8条第2項の規定は、休学期間について準用する。

（休学期間の取扱い）

第26条 休学期間は、在学年数に算入しない。

（他大学への転学）

第27条 学生が他の大学に転学を志願するときは、事由を記した書類を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

（留学）

第28条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び学修の成果の取扱いについて準用する。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

（退学）

第29条 学生が退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第30条 次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部の教授会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 第8条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。

(2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。

(3) 第36条第3項の規定により納付すべき入学金を納付しないとき。

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けなお納付しないとき。

(懲戒)

第31条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学部の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数学部にいるときは、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第32条 停学期間は、在学年数に算入しない。

第6節 卒業及び学位

(卒業)

第33条 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生に対しては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の単位のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に124単位を超える単位の修得が必要な場合において、同項に規定する授業以外の方法により64単位以上を修得しているときは、この限りでない。

(早期卒業)

第33条の2 医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部総合薬学科及び獣医学部獣医学科を除き本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた学生に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(学位)

第34条 学部において卒業の認定を受けた者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号)の定めるところによる。

第7節 検定料、入学金及び授業料

(検定料等の額)

第35条 検定料、入学金及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号。以下「費用省令」という。)の定めるところによる。

(入学金の免除)

第36条 特別な事情により入学金の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、入学金の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により入学金の免除を申請した者に対しては、免除を許可され、又は不許可とされるまでの間は、入学金の納付を猶予する。

3 前項の規定により入学金の納付を猶予された者が、免除の不許可又は半額免除の許可を告知されたときは、告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学金を納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、入学金の免除の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第37条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(休学者の授業料)

第38条 前期又は後期の全期間を休学するときは、その期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期中途で休学する場合の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

3 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、その月分からの授業料を納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第39条 退学又は除籍の場合においては、その納期に属する授業料を納付しなければならない。

2 停学中も、授業料は納付しなければならない。

(授業料の免除及び猶予)

第40条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料の免除又は猶予を受ける学生は、納期ごとに定める。

3 授業料の免除又は猶予を申請した学生で、免除若しくは猶予の不許可又は半額免除の許可を告知されたときは、告知された月中に、納付すべき授業料を納付しなければならない。

4 授業料の免除又は猶予を受けている学生は、その事由が消滅したときは、その月中に、納付すべき授業料を納付しなければならない。

5 前4項に定めるもののほか、授業料の免除又は猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の還付)

第41条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

(1) 本学の入学選抜において、出願書類等による第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となったとき 費用省令第2条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額

(2) 前期に係る授業料納付のときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき 後期に係る授業料に相当する額

(3) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退したとき 当該授業料に相当する額

第8節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第42条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関して必要な事項は、北海道大学聴講生規程(平成7年海大達第21号)の定めるところによる。

(科目等履修生)

第43条 本学において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、北海道大学科目等履修生規程(平成5年海大達第32号)の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第44条 本学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生がある場合は、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学部において、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料の額は、聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。)の定めるところによる。

4 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとに納付しなければならない。ただし、特別聴

講学生が国立大学の学生並びに大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく外国人留学生であるときは、徴収しない。

- 5 特別聴講学生に係る既納の授業料は、還付しない。
（研究生）

第45条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第46条 外国人であって第12条又は第14条の規定によらないで本学に入学を志願する者がある場合は、支障のないときに限り、外国人留学生として選考の上入学を許可することができる。

- 2 前項に規定する外国人留学生（以下「留学生」という。）として入学できる者の資格は、別に定める。
- 3 留学生は、定員外とする。
- 4 留学生には、本通則を準用する。

第3章 教育職員免許

第47条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する基礎資格を取得し、かつ、専門科目について所要の単位を修得した者は、同法に規定する教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項に規定する所要資格の取得方法及び取得することができる教育職員免許状の種類については、教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（昭和51年海大達第29号）の定めるところによる。

第4章 公開講座

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座講習料の額は、検定料等規程の定めるところによる。
- 3 公開講座講習料は、受講の申込みをするときに納付しなければならない。
- 4 既納の公開講座講習料は、還付しない。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者（以下「平成7年度以降編入学生」という。）については、改正後の北海道大学通則（以下「新規規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 教養部は、新規規程の規定にかかわらず、平成7年3月31日に一般教育課程、医学課程又は歯学課程に在学する者（以下「教養部在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に教養部在学者の属する年次に入学する者が、当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学部の哲学科、史学科、文学科及び行動科学科、理学部化学第二学科、工学部の精密工学科及び電気工学科並びに水産学部の水産増殖学科、水産食品学科、水産化学科及び漁業学科は、新規規程第2条の規定にかかわらず、本学在学者及び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 平成4年4月1日以降に改組を行った学科の改組前の学科については、本学在学者及

び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成8年4月1日海大達第14号）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学第二学科は、改正後の北海道大学通則第2条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成8年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成9年4月1日海大達第14号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 工学部の建築工学科及び衛生工学科は、改正後の北海道大学通則第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成9年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成9年6月12日海大達第49号）

この規程は、平成9年6月12日から施行する。

附 則（平成10年4月1日海大達第28号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日海大達第20号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月29日海大達第48号）

この規程は、平成11年9月29日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第21号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日海大達第136号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月1日海大達第30号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月25日海大達第80号）

この規程は、平成13年7月25日から施行する。

附 則（平成14年4月1日海大達第28号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
文 学 部	人文科学科	185	10	760
教育学部	教育学科	50	10	220
法 学 部	法学課程	220	10	900
経済学部	経済学科	100		400
	経営学科	90		360
	計	190		760
理 学 部	数学科	50		200
	物理学科	35		140
	化学科	75		300
	生物科学科	80		320
	地球科学科	60		240
	計	300		1,200
医 学 部	医学科	95	5	590
歯 学 部	歯学科	60		360
薬 学 部	総合薬学科	80		320

学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
工 学 部	材料工学科	40		160
	応用化学科	70		280
	情報工学科	60		240
	電子工学科	60		240
	システム工学科	60		240
	応用物理学科	50		200
	原子工学科	40	10	160
	機械工学科	80		320
	土木工学科	80		320
	建築都市学科	45		180
	環境工学科	55		220
	資源開発工学科	30		120
	計	670	10	2,700
農 学 部	生物資源科学科	36		144
	応用生命科学科	30		120
	生物機能化学科	35		140
	森林科学科	36		144
	畜産科学科	23		92
	農業工学科	30		120
	農業経済学科	25		100
	計	215		860
獣医学部	獣医学科	40		240
水産学部	水産海洋科学科	40		160
	海洋生産システム学科	40		160
	海洋生物生産科学科	60		240
	海洋生物資源化学科	60		240
	水産教員養成課程	15		60
		計	215	
	総 計	2,320	45	9,770

備考

- 1 文学部,教育学部,法学部及び医学部の編入学定員は,第3年次編入学定員である。
- 2 工学部の編入学定員は,高等専門学校卒業者の第3年次編入学定員である。

(参考)

本学通則第35条,大学院通則第33条及び水産学部特設専攻科規程第19条に規定する国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号。以下「省令」という。)に定める額は,平成13年6月1日現在次のとおりである。

なお,省令に別段の額が定められているときは,その額である。

区 分		授業料	入学料	検定料
学部(夜間において授業を行う学部を除く。)		年額 円	円	円
		496,800	282,000	17,000
夜間において授業を行う学部		248,400	141,000	10,000
大学院の研究科		496,800	282,000	30,000
大学の 専攻科	特殊教育特別専攻科	254,400	58,400	16,500
	その他の専攻科(乗船実習科を含む。)	496,800	169,200	18,000

2. 北海道大学大学院通則

昭和29年 3月17日
海大達第3号

第1章 総則

第1条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれに掲げる専攻を置く。

文学研究科

思想文化学専攻
歴史地域文化学専攻
言語文学専攻
人間システム科学専攻

教育学研究科

教育学専攻

法学研究科

法学政治学専攻

経済学研究科

経済システム専攻
現代経済経営専攻
経営情報専攻

理学研究科

数学専攻
物理学専攻
化学専攻
生物科学専攻
地球惑星科学専攻

医学研究科

医科学専攻
生体機能学専攻
病態制御学専攻
高次診断治療学専攻
癌医学専攻
脳科学専攻
社会医学専攻

歯学研究科

口腔医学専攻

薬学研究科

生体分子薬学専攻
創薬化学専攻
医療薬学専攻

工学研究科

物質工学専攻
分子化学専攻
システム情報工学専攻
電子情報工学専攻
量子物理学専攻
量子エネルギー工学専攻

機械科学専攻
社会基盤工学専攻
都市環境工学専攻
環境資源工学専攻
農学研究科
生物資源生産学専攻
環境資源学専攻
応用生命科学専攻
獣医学研究科
獣医学専攻
水産科学研究科
環境生物資源科学専攻
生命資源科学専攻
地球環境科学研究科
地圏環境科学専攻
生態環境科学専攻
物質環境科学専攻
大気海洋圏環境科学専攻
国際広報メディア研究科
国際広報メディア専攻

第3条 各研究科の課程は、博士課程とする。ただし、医学研究科医科学専攻は、修士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第4条 博士課程の標準修業年限は5年とする。ただし、医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程の標準修業年限は4年とする。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

3 博士課程（医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程を除く。）は、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

4 前項の前期2年の課程は、修士課程といい、後期3年の課程は、博士後期課程という。

5 修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程にあつては8年を超えて在学することができない。

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学記念日 8月14日

春季休業日 4月1日から4月7日まで

夏季休業日 7月11日から9月10日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季、夏季及び冬季休業日は、必要により変更することがある。

3 臨時休業日は、その都度定める。

第8条 各研究科の収容定員は、別表のとおりとする。

第2章 入学，再入学，転学，転科，転専攻及び留學

第9条 入学，再入学，転学，転科及び転専攻の時期は，毎年4月とする。ただし，研究科が必要と認めたときは，10月とすることができる。

第10条 修士課程に入学できる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定により，学士の学位を授与された者
- (3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，本学の大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたる者
- (7) 本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者で，22歳に達したもの
- (8) その他本学の大学院において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

2 博士後期課程に入学できる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格した者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国の大学において，大学院の修士課程と同等以上と認められる課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学の大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたる者で，24歳に達したもの
- (6) その他本学の大学院において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたる者

第11条 医学研究科，歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程に入学できる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格した者とする。

- (1) 大学における医学，歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学又は獣医学）を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学（医学，歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し，又は外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し，本学の大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたる者
- (6) 本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者で，24歳に達したもの
- (7) その他本学の大学院において，大学における医学，歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第12条 入学，再入学，転学，転科及び転専攻を志願する者は，当該研究科の定める願書その他指定する書類を当該研究科長に提出しなければならない。

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については，選考の上再入学又は転学を許可す

ることがある。

(1) 本学大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者

(2) 他大学の大学院に在学する者が所属の大学長の許可書を添え本学の大学院に転学を志願する者

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上転科又は転専攻を許可することがある。

(1) 本学大学院に在学する者で課程の中途において当該研究科長の許可書を添え他の研究科に転科を志願する者

(2) 本学大学院に在学する者で課程の中途において指導教官の許可書を添え所属する研究科の他の専攻に転専攻を志願する者

第13条の3 前2条の規定により、再入学、転学、転科又は転専攻を許可された者の本学又は他大学の大学院において履修した授業科目、単位及び在学期間は、その一部又は全部を当該研究科の教授会の議を経て通算することができる。

第14条 学生が、第24条第1項の規定により外国の大学の大学院に留学しようとするときは、研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 留学の期間は、修業年限に算入する。

第3章 休学、退学及び除籍

第15条 病気その他の事由により2月以上修学できない場合は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、当該研究科長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

第16条 病気その他の事由により、修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

第17条 休学期間にその事由が消滅したときは、当該研究科長の許可を得て復学することができる。

第17条の2 修士課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程にあっては4年を超えて休学することができない。

第18条 休学期間は、在学期間に算入しない。

第19条 病気その他の事由により退学しようとする者は、事由を具して当該研究科長に退学願を差出し、その許可を受けなければならない。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該研究科の教授会の議に基づき、総長が除籍する。

(1) 第4条第5項に規定する在学年限を超えたとき。

(2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。

(3) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

第4章 授業科目、修了要件及び履修方法

第21条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第21条の2 研究科の授業科目及び履修方法は、各研究科の定めるところによる。

第21条の3 大学院に、前条に定める授業科目のほか、複数研究科の学生を対象とした授業科目（以下「共通授業科目」という。）を開講する。

2 研究科において、教育上有益と認めるときは、共通授業科目を指定して履修させ、修士課程又は博士課程の単位とすることができる。

3 前項に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第22条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、研究科が当該修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
 - 3 博士課程（医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
 - 4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。
 - 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 第23条 医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第23条の2 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは他研究科の専攻又は学部の授業科目を指定して履修させ、修士課程又は博士課程の単位とすることができる。
- 2 前項の規定により、他研究科の専攻又は学部の授業科目を履修させる場合において、その必要を認めた研究科長は、他研究科長又は学部長にこの旨を依頼するものとする。
 - 3 前2項の規定による手続その他の取扱いについては、各研究科の定めるところによる。
- 第23条の3 第22条第3項、第5項及び第23条の試験は、論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。
- 第23条の4 学位論文の提出期日は、各研究科の定めるところによる。
- 第24条 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。
- 2 前項の規定の実施に当たっては、当該他大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。
 - 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程、第4条第3項の博士課程並びに医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科の博士課程にあつては、それぞれ10単位を超えない範囲で当該研究科において修得した単位とみなす。ただし、第4条第3項の博士課程にあつては、博士前期課程及び博士後期課程を通算して10単位を超えないものとする。
 - 4 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が、当該他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 第24条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として履修した授業

科目について修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第5章 学位授与

- 第25条 研究科において所定の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を授与する。
- 2 修士及び博士の学位に関する事項は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第6章 懲戒

- 第26条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該研究科の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の研究科にいるときは、当該研究科の教授会及び評議会の議を経て、懲戒する。
- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

第7章 検定料、入学料及び授業料

- 第27条 入学又は転入学を志望する者は、検定料を納付しなければならない。
- 第28条 入学料は、入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければならない。ただし、第28条の3の規定により入学料免除の申請をした者にあつては、免除を許可され又は不許可とされるまでの間は、入学料の納付を猶予される。
- 2 前項ただし書の規定により入学料の納付を猶予された者が、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された場合には、告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定により納付すべき入学料を納付しない者は、除籍となる。
- 第28条の2 学資の支弁が困難な者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することができる。
- 第28条の3 入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学手続き終了の日までに、必要書類を添えて当該研究科長を経て総長に許可を願い出なければならない。
- 第29条 授業料は、毎年4月（前期）及び10月（後期）において年額の2分の1に相当する額をそれぞれ納付しなければならない。
- 2 納付日は、別にこれを定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 第30条 退学又は除籍の場合においては、その期の授業料を納付しなければならない。
- 第31条 1期間を通じて休学したときは、その期の授業料はこれを免除する。ただし、授業料徴収期日前に休学する者の授業料はその月分を、授業料徴収期日後に休学する者の授業料は、その期分を納付しなければならない。
- 2 復学した者は、その月から授業料を納付しなければならない。
- 第32条 学資の支弁が困難な者に対しては、その事情により授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 前項により、授業料の免除又は猶予の許可を受けようとする者は、毎学期授業開始前に、事由を具して当該研究科長を経て総長に許可を願い出なければならない。
- 3 授業料の免除又は猶予を受けている者がその事由を失ったときは、その月から授業料を納付しなければならない。
- 第33条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に定めるところによる。
- 第34条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合には、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 前期に係る授業料納付のときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収期日前に休学又は退学した場合 後期に係る授業料に相当する額
- (2) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

第8章 聴講生

第35条 研究科の授業科目中1科目又は数科目を聴講しようとする者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、支障のない場合に限り、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生の受入れについては、北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定めるところによる。

第8章の2 科目等履修生

第36条 本学大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、支障のない場合に限り科目等履修生としてこれを許可する。

- 2 科目等履修生の受入れについては、北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

第8章の3 特別聴講学生及び特別研究学生

第37条 本学大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学との協議に基づき、研究科において、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

第38条 特別聴講学生に係る検定料及び入学金は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生に係る授業料は、聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。

- 3 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとにこれを納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が国立大学の大学院の学生並びに大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の大学院の学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく外国人留学生であるときは、これを徴収しない。

- 4 特別聴講学生に係る既納の授業料は、これを還付しない。

第39条 本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他大学の大学院の学生があるときは、当該他大学と協議の上、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第40条 特別研究学生に係る検定料及び入学金は、徴収しない。

- 2 特別研究学生に係る授業料は、検定料等規程の定めるところによる。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生並びに大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文部省高等教育局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の大学院の学生であるときは、これを徴収しない。

第41条 既納の特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料は、これを還付しない。

第8章の4 研究生

第42条 本学大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、支障のない場合に限りこれを研究生として許可する。

- 2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

第9章 委託生及び外国人留学生

第43条 公の機関又は団体等から、その所属職員につき第10条又は第11条の規定により、大学院に入学を願い出たときは、当該研究科の定めるところにより入学を許可することがある。

2 前項の学生は、定員外とする。

第44条 公の機関又は団体等からその所属職員につき授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出たときは、当該研究科の定めるところにより、聴講生として入学を許可することがある。

第45条 前2条の学生は、これを委託生と称する。

第46条 委託生の研究上特に必要な経費は、本人の負担とする。

第47条 外国人で第10条又は第11条の規定により、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科の定めるところにより、外国人留学生として、入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生（以下「留学生」という。）は、定員外とする。ただし、地球環境科学研究科及び国際広報メディア研究科にあっては、定員内とする。

第48条 委託生及び留学生については、この章で定めるもののほか、この通則の定めるところによる。

附 則

この通則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（昭和30年2月16日海大達第5号）

この通則は、昭和30年1月19日から施行する。

附 則（昭和30年6月22日海大達第23号）

この通則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年3月20日海大達第2号）

この通則は、昭和30年8月3日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則（昭和31年5月16日海大達第9号）

この通則は、昭和31年4月1日から施行する。但し、昭和31年3月31日以前の入学にかかる学生の授業料は従前の額による。

附 則（昭和32年7月24日海大達第19号）

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。但し、昭和32年3月31日以前の入学にかかる聴講生の聴講料は従前の額による。

附 則（昭和33年3月20日海大達第1号）

この通則は、昭和33年3月20日から施行する。

附 則（昭和33年9月17日海大達第14号）

この通則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年1月16日海大達第1号）

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年12月21日海大達第27号）

1 この規程は、昭和38年12月21日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

2 昭和38年3月31日以前の入学に係る者の授業料及び聴講料の額は、なお、従前の例による。

3 昭和38年4月1日以後に、転学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和41年4月19日海大達第4号）

この通則は、昭和41年4月19日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年7月20日海大達第21号）抄

- 1 この規程は、昭和41年7月20日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。
- 2 昭和41年度の入学、転学又は再入学に係る検定料の額は、この規程による改正後の（中略）北海道大学大学院通則第27条及び第36条第1項（中略）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和42年6月14日海大達第23号）

この規程は、昭和42年6月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年1月17日海大達第1号）

この規程は、昭和43年1月17日から施行する。

附 則（昭和43年7月17日海大達第16号）

この規程は、昭和43年7月17日から施行する。

附 則（昭和44年8月4日海大達第13号）

この規程は、昭和44年8月4日から施行する。

附 則（昭和45年4月15日海大達第18号）

この規程は、昭和45年4月15日から施行する。

附 則（昭和47年7月19日海大達第26号）

- 1 この規程は、昭和47年7月19日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現在在学する者（昭和47年度に入学した者を除く。）に係る授業料又は聴講料の額は、この規程による改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規規程」という。）第29条又は第36条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の適用の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新規規程第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度に入学した者が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規規程第29条の規定にかかわらず、前期9,000円、後期1万8,000円の額を合わせた額とし、新規規程第30条第1項の規定にかかわらず、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付しなければならないものとする。
- 5 昭和47年度に聴講生として入学した者が納付しなければならない同年度に係る聴講料の額は、新規規程第36条第4項の規定にかかわらず、1単位につき前期（4月1日から9月30日までをいう。以下この項において同じ。）600円、後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項において同じ。）1,200円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位の聴講料の額は、前期の1単位の聴講料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位の聴講料の額の2分の1に相当する額とを合わせた額とする。
- 6 昭和47年度に入学を許可される者に係る入学料の額は、新規規程第28条第1項又は第36条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、新規規程第27条又は第36条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和47年12月20日海大達第39号）

- 1 この規程は、昭和47年12月20日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月1日前から休学の許可を得て外国の大学の大学院において学修している者については、同日以降、その学修の実態に応じて、この規程による改正後の北海道大学大学院通則第14条の2第1項の規定により留学したものと取り扱うことができる。

附 則（昭和49年5月15日海大達第12号）

この規程は、昭和49年5月15日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月19日海大達第5号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月16日海大達第12号）

- 1 この規程は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、この規程による改

正後の北海道大学大学院通則第27条及び第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和51年4月21日海大達第11号）

- 1 この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 北海道大学大学院経済学研究科経済政策専攻は、改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規程」という。）第2条の規定にかかわらず、昭和51年3月31日に当該専攻の修士課程又は博士後期課程に在学する者が、当該専攻の修士課程又は博士後期課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和51年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 5 昭和51年度において入学した者が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規程第29条の規定にかかわらず6万6,000円とし、新規程第30条第1項の規定にかかわらず、前期にあつては1万8,000円を、後期にあつては4万8,000円をそれぞれの期に納付しなければならない。
- 6 昭和51年3月31日以後引き続き在学している聴講生、特別聴講学生又は特別研究学生に係る授業料の額は、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和51年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、新規程第36条第4項（第37条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第37条の5第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和51年度において入学した聴講生又は特別聴講学生（昭和51年3月31日以後引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和51年9月1日以後であるものを含む。）が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規程第36条第4項の規定にかかわらず、1単位につき、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）1,200円、後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）3,000円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位の授業料の額は、前期の1単位の授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位の授業料の額の2分の1に相当する額とを合わせた額とする。
- 8 昭和51年度において入学した特別研究学生（昭和51年3月31日以後引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和51年4月1日以後であるものを含む。）が納付しなければならない同年度に係る授業料の額は、新規程第37条の5第2項の規定にかかわらず、前期にあつては月額2,400円、後期にあつては月額6,000円とする。

附 則（昭和51年5月19日海大達第18号）

この規程は、昭和51年5月19日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年5月18日海大達第11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和52年5月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 昭和52年3月31日に、北海道大学大学院理学研究科環境構造学専攻又は北海道大学大学院工学研究科環境計画学専攻（以下「従前の研究科の各専攻」という。）に在学する者で、昭和52年4月1日に、北海道大学大学院環境科学研究科環境構造学専攻又は環境計画学専攻（修士課程）（以下「新研究科の各専攻」という。）に在学することとなつた者の従前の研究科の各専攻における在学期間は、それぞれ新研究科の各専攻における在学期間とみなし、従前の研究科の各専攻において履修した授業科目及び修得した単位は、それぞれ新研究科の各専攻において履修し修得したものとみなす。
- 3 昭和52年度の入学又は転入学に係る検定料の額は、この規程による改正後の北海道大

学大学院通則（以下「新規程」という。）第27条又は第36条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 昭和52年度における入学又は転入学を許可される者に係る入学料の額は、新規程第28条第1項又は第36条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5～7 略

附 則（昭和53年3月22日海大達第12号）

この規程は、昭和53年3月22日から施行する。ただし、第1条中北海道大学大学院通則第25条第1項の改正規定及び第2条中北海道大学学位規程第2条第2項の改正規定は、昭和53年3月1日から適用する。

附 則（昭和53年4月19日海大達第25号）

この規程は、昭和53年4月19日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月25日海大達第9号）

この規程は、昭和54年4月25日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年9月19日海大達第37号）

この規程は、昭和54年9月19日から施行する。

附 則（昭和55年4月16日海大達第13号）

この規程は、昭和55年4月16日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月15日海大達第16号）

この規程は、昭和56年4月15日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月15日海大達第36号）

この規程は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則（昭和57年4月28日海大達第13号）

- 1 この規程は、昭和57年4月28日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 北海道大学大学院文学研究科心理学専攻及び社会学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず、昭和57年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（昭和59年4月18日海大達第20号）

この規程は、昭和59年4月18日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年1月21日海大達第1号）

この規程は、昭和62年1月21日から施行する。

附 則（平成2年2月21日海大達第1号）

- 1 この規程は、平成2年2月21日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第4条第1項ただし書、第3項及び第5項の改正規定並びに第11条、第17条の2、第22条第6項、第23条、第24条第3項及び第25条の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日に北海道大学大学院獣医学研究科の博士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の北海道大学大学院通則第4条第1項及び第5項並びに第17条の2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年2月20日海大達第1号）

この規程は、平成3年2月20日から施行する。

附 則（平成3年3月20日海大達第4号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月22日海大達第25号）

この規程は、平成3年5月22日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年9月18日海大達第35号）

この規程は、平成3年9月18日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年1月22日海大達第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行し、改正後の第33条の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年3月18日海大達第4号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 24 日海大達第 31 号）

この規程は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 15 日海大達第 34 号）

この規程は、平成 4 年 7 月 15 日から施行し、平成 4 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日海大達第 11 号）

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科の植物学専攻、動物学専攻及び高分子学専攻並びに環境科学研究科は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日に当該専攻又は環境科学研究科に在学する者が当該専攻又は環境科学研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項に規定する環境科学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定は、地球環境科学研究科において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 6 年 1 月 19 日海大達第 2 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日海大達第 17 号）

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科の物理学専攻、地質学鉱物学専攻及び地球物理学専攻並びに工学研究科の金属工学専攻、応用化学専攻及び合成化学工学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 6 年 10 月 19 日海大達第 47 号）

この規程は、平成 6 年 10 月 19 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日海大達第 20 号）

- 1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科化学第 2 専攻、工学研究科の精密工学専攻、電気工学専攻、情報工学専攻、電子工学専攻及び生体工学専攻並びに獣医学研究科の形態機能学専攻及び予防治療学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 7 年 4 月 1 日以降在学者の属する年次に入学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日海大達第 16 号）

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科の機械工学専攻、機械工学第 2 専攻、応用物理学専攻及び原子工学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成 8 年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日海大達第 16 号）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科の土木工学専攻、建築工学専攻、衛生工学専攻及び資源開発工学専攻並びに農学研究科の農業経済学専攻及び畜産学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成 9 年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日海大達第 29 号）

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学研究科生理系専攻、薬学研究科の薬学専攻及び製薬化学専攻並びに農学研究科の林学専攻及び農業工学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 10 年 3 月 31 日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び

平成10年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成11年4月1日海大達第21号）

- この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 医学研究科社会医学系専攻並びに農学研究科の農学専攻、農業生物学専攻、農芸化学専攻及び林産学専攻は、改正後の北海道大学大学院通則第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成11年11月24日海大達第51号）

この規程は、平成11年11月24日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第22号）

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 文学研究科の哲学専攻、東洋哲学専攻、行動科学専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、英米文学専攻、国文学専攻、独文学専攻、中国文学専攻及び言語学専攻、教育学研究科教育制度専攻、法学研究科の民法専攻及び公法専攻、経済学研究科の経済学専攻及び経営学専攻、医学研究科の病理系専攻、内科系専攻及び外科系専攻並びに歯学研究科の歯学基礎系専攻及び歯学臨床系専攻は、改正後の北海道大学大学院通則（以下「新規規程」という。）第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に本学大学院に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成12年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 水産学研究科の水産増殖学専攻、水産食品学専攻、水産化学専攻及び漁業学専攻は、新規規程第2条の規定にかかわらず、本学在学者及び平成12年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該研究科の名称は水産科学研究所とする。

附 則（平成12年12月20日海大達第136号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月25日海大達第81号）

この規程は、平成13年7月25日から施行する。

附 則（平成14年4月1日海大達第29号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

研究科	専攻	入学定員		収容定員	
		修士課程	博士後期課程又は博士課程	修士課程	博士後期課程又は博士課程
文学研究科	思想文化学専攻	18	9	36	27
	歴史地域文化学専攻	54	27	108	81
	言語文学専攻	22	11	44	33
	人間システム科学専攻	24	12	48	36
	計	118	59	236	177
教育学研究科	教育学専攻	45	21	90	63
法学研究科	法学政治学専攻	58	29	116	87
経済学研究科	経済システム専攻	18	9	36	27
	現代経済経営専攻	22	11	44	33
	経営情報専攻	22	6	44	18
	計	62	26	124	78
理学研究科	数学専攻	46	22	92	66
	物理学専攻	39	19	78	57

研究科	専攻	入学定員		収容定員	
		修士課程	博士後期課程又は博士課程	修士課程	博士後期課程又は博士課程
理学研究科	化学専攻	48	23	96	69
	生物科学専攻	44	21	88	63
	地球惑星科学専攻	38	18	76	54
	計	215	103	430	309
医学研究科	医科学専攻	20		40	
	生体機能学専攻		20		80
	病態制御学専攻		30		120
	高次診断治療学専攻		24		96
	癌医学専攻		12		48
	脳科学専攻		14		56
	社会医学専攻		10		40
	計	20	110	40	440
歯学研究科	口腔医学専攻		42		168
薬学研究科	生体分子薬学専攻	15	7	30	21
	創薬化学専攻	15	7	30	21
	医療薬学専攻	13	6	26	18
	計	43	20	86	60
工学研究科	物質工学専攻	30	14	60	42
	分子化学専攻	34	16	68	48
	システム情報工学専攻	58	27	116	81
	電子情報工学専攻	48	23	96	69
	量子物理学専攻	29	14	58	42
	量子エネルギー工学専攻	21	10	42	30
	機械科学専攻	33	16	66	48
	社会基盤工学専攻	27	13	54	39
	都市環境工学専攻	33	16	66	48
	環境資源工学専攻	27	13	54	39
	計	340	162	680	486
	農学研究科	生物資源生産学専攻	57	27	114
環境資源学専攻		48	23	96	69
応用生命科学専攻		39	19	78	57
計		144	69	288	207
獣医学研究科	獣医学専攻		19		76
水産科学研究科	環境生物資源科学専攻	43	21	86	63
	生命資源科学専攻	39	19	78	57
	計	82	40	164	120
地球環境科学研究科	地圏環境科学専攻	29	13	58	39
	生態環境科学専攻	43	19	86	57
	物質環境科学専攻	23	11	46	33
	大気海洋圏環境科学専攻	31	13	62	39
	計	126	56	252	168
国際広報メディア研究科	国際広報メディア専攻	27	14	54	42
総計		1,280	770	2,560	2,481

3. 北海道大学評議会規程

平成12年4月1日
海大達第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第7条の3の規定に基づき、北海道大学評議会(以下「評議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 北海道大学(以下「本学」という。)の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 本学の予算の見積りの方針に関する事項
- (4) 学部、学科、大学院研究科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 教員人事の方針に関する事項
- (6) 本学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- (10) その他本学の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 副学長
- (3) 各大学院研究科長
- (4) 各附置研究所長
- (5) 附属図書館長
- (6) 医学部附属病院長
- (7) 歯学部附属病院長
- (8) 各大学院研究科(国際広報メディア研究科を除く。)の教授会が選出する当該研究科の教授 2名
- (9) 言語文化部長
- (10) 触媒化学研究センター長
- (11) スラブ研究センター長
- (12) 医療技術短期大学部部长

(任期)

第4条 前条第8号の評議員の任期は2年とする。

2 前項の評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 評議会に議長を置き、総長をもって充てる。

2 議長は、評議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ総長の指名した副学長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 評議会は、評議員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、定足数及び議事について別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(代理者)

- 第7条 第3条第3号、第4号及び第6号から第12号までの評議員に事故があるときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、当該部局等の教授とする。

- 3 代理者は、評議会が教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う場合には、議決に参加できない。

(評議員以外の者の出席)

- 第8条 評議会が必要と認めるときは、評議会に評議員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第9条 評議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、評議会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 北海道大学評議会規程(昭和28年海大達第10号)は、廃止する。

- 3 この規程の施行後、最初に任命される第3条第8号の評議員のうち、次の表の左欄に掲げる評議員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期日までとする。

評 議 員		任期の終期
大学院法学研究科の教授のうちから選出された評議員	2名	平成13年7月31日
大学院経済学研究科の教授のうちから選出された評議員	2名	平成13年7月31日
大学院理学研究科の教授のうちから選出された評議員	2名	平成13年5月31日
大学院歯学研究科の教授のうちから選出された評議員	2名	平成12年7月31日
大学院薬学研究科の教授のうちから選出された評議員	2名	平成13年3月31日
大学院獣医学研究科の教授のうちから選出された評議員	1名	平成13年3月31日
大学院獣医学研究科の教授のうちから選出された評議員	1名	平成13年5月31日
大学院水産科学研究科の教授のうちから選出された評議員	2名	平成13年5月31日

- 4 第3条に規定する評議会の組織については、この規程の施行後適当な時期において見直しを行うものとする。

4. 北海道大学部局長会議規程

平成10年2月18日
海大達第5号

(設置)

第1条 北海道大学(医療技術短期大学部を含む。)の円滑な運営に資するため、北海道大学部局長会議(以下「部局長会議」という。)を置く。

(審議事項等)

第2条 部局長会議は、評議会に付議する議案の整理・調整を行うとともに、総長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規程の改正に関すること(別に定めるものに限る。)
 - (2) 名誉学位に係る功績の審査に関すること。
 - (3) 北海道大学国際交流事業基金(国際交流事業を促進するための基金として寄附を受けた資金その他学術研究を奨励するために寄附を受けた資金で、総長が国際交流事業のための資金として指定したものをいう。)の管理の基本方針に関すること。
 - (4) 北海道大学共同利用施設等管理規程(昭和38年海大達第3号)第7条に規定する共同利用施設等の整備及び管理・運営の基本事項に関すること。
 - (5) 百年記念会館及び学術交流会館の管理・運営に関すること。
 - (6) 緊急な事態が発生した場合の対応に関すること。
 - (7) その他評議会から委託のあった事項
- 2 前項第6号及び第7号の審議事項は、その結果を速やかに評議会に報告する。

(組織)

第3条 部局長会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 副学長
- (3) 各大学院研究科長
- (4) 各附置研究所長
- (5) 附属図書館長
- (6) 医学部附属病院長
- (7) 歯学部附属病院長
- (8) 言語文化部長
- (9) 触媒化学研究センター長
- (10) スラブ研究センター長
- (11) 医療技術短期大学部部长
- (12) 事務局長

(議長)

第4条 総長は、部局長会議を招集し、その議長となる。

2 総長に事故があるときは、あらかじめ総長の指名した副学長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 部局長会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 部局長会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第6条 第3条第3号、第4号及び第6号から第11号までに掲げる者に事故があるときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、当該部局の教授とする。

(構成員以外の者の出席)

第7条 部局長会議が必要と認めるときは、部局長会議に構成員以外の者の出席を求め、

説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部局長会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部局長会議の運営に関し必要な事項は、部局長会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日海大達第16号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

5. 北海道大学運営諮問会議規程

平成12年2月16日
海大達第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第7条の2の規定に基づき、北海道大学運営諮問会議(以下「諮問会議」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について、総長の諮問に応じて審議し、及び総長に対して助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 北海道大学(以下「本学」という。)の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する重要事項
- (3) その他本学の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 諮問会議は、本学の職員以外で次に掲げる者のうちから選任された委員若干人で組織する。

- (1) 地方公共団体の代表者
- (2) 地域経済界の関係者
- (3) 本学の卒業生及び修了者
- (4) 他の教育・研究機関の関係者
- (5) 本学の元職員
- (6) その他総長が必要と認めたる者

(委員候補者の選考)

第4条 前条に規定する委員の候補者は、評議会の議を経て、総長が選考する。

(任期)

第5条 諮問会議の委員の任期は2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 諮問会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選とする。

2 会長は、諮問会議の会務を掌理するとともに、諮問会議を招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(議事)

第7条 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 諮問会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 諮問会議の庶務は、本学総務部企画室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、諮問会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日海大達第49号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

6．北海道大学点検評価規程

平成3年12月18日
海大達第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について行う点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全学委員会)

第2条 本学に、次に掲げる事項を行うため、北海道大学点検評価委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

- (1) 本学の点検及び評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 全学に係る点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 本学の点検及び評価に関する年次報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 本学の点検及び評価結果の学外者による検証の実施に関すること。
- (5) 大学評価・学位授与機構による大学評価事業の実施に関すること。

(組織)

第3条 全学委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 各大学院研究科長
- (5) 各附置研究所長
- (6) 附属図書館長
- (7) 医学部附属病院長及び歯学部附属病院長
- (8) 言語文化部長
- (9) 各全国共同利用施設の長
- (10) 各学内共同教育研究施設の長
- (11) 保健管理センター所長及び体育指導センター所長
- (12) 総長補佐（総長が指名する者）
- (13) 事務局長
- (14) その他総長が必要と認めたる者

2 前項第14号の委員は、総長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、委嘱された年度の末日までとする。

(委員長)

第4条 全学委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

2 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 全学委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 全学委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 全学委員会に、次に掲げる事項について企画調整を行うため、幹事会を置く。

- (1) 点検及び評価に係る基本的事項の策定等に関すること。
- (2) 点検及び評価に係る具体的実施方策等に関すること。
- (3) 年次報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 本学の点検及び評価結果の学外者による検証の具体的実施方策等に関すること。
- (5) 大学評価・学位授与機構による大学評価事業の具体的実施方策等に関すること。

- (6) その他点検及び評価についての総合調整に関すること。
- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 副学長
 - (2) 大学院の文学研究科長，教育学研究科長，法学研究科長，経済学研究科長及び国際広報メディア研究科長，言語文化部長並びにスラブ研究センター長のうちから 2名
 - (3) 大学院の理学研究科長，工学研究科長，農学研究科長，水産科学研究科長及び地球環境科学研究科長，低温科学研究所長，電子科学研究所長，遺伝子病制御研究所長並びに触媒化学研究センター長のうちから 4名
 - (4) 大学院の医学研究科長，歯学研究科長，薬学研究科長及び獣医学研究科長，医学部附属病院長並びに歯学部附属病院長のうちから 2名
 - (5) 事務局長
 - (6) その他全学委員会委員のうちから総長が必要と認めたる者
- 3 前項第2号から第4号まで及び第6号の構成員は，総長が指名する。
- 4 前項の構成員の任期は，指名された年度の末日までとする。
- 5 幹事会に座長を置き，総長が指名する副学長をもって充てる。
- (専門委員会)
- 第7条 全学委員会に，点検及び評価に係る専門的事項を処理するため，専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会委員は，総長が委嘱する。
 - 3 前項に定めるもののほか，専門委員会に関し必要な事項は，全学委員会が別に定める。
- (実施部局)
- 第8条 点検及び評価を行う学部等（以下「実施部局」という。）は，次のとおりとする。
- (1) 各学部
 - (2) 各大学院研究科
 - (3) 各附置研究所
 - (4) 医学部附属病院及び歯学部附属病院
 - (5) 言語文化部
 - (6) 各全国共同利用施設
 - (7) 各学内共同教育研究施設
 - (8) 保健管理センター及び体育指導センター
- 2 前項第1号の学部及び同項第2号の大学院研究科が適当と認める場合は，1の実施部局として取り扱うことができる。
- 3 実施部局が行う点検及び評価に関し必要な事項は，この規程に定めるもののほか，当該実施部局の長が定める。
- (部局委員会)
- 第9条 実施部局に，当該実施部局の点検及び評価を行うため，実施部局点検評価委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。
- 2 部局委員会に関し必要な事項は，当該実施部局の長が定める。
- (点検評価の実施及び公表)
- 第10条 全学委員会及び部局委員会は，教育研究活動等の状況について少なくとも4年に1回点検及び評価を行う。
- 2 総長及び実施部局の長は，全学委員会及び部局委員会が点検及び評価を実施し，その結果を取りまとめた場合には，報告書等として公表するものとする。
 - 3 実施部局の長は，部局委員会が取りまとめた点検及び評価の結果を報告書等として公表した場合には，速やかに総長に報告するものとする。
- (点検評価結果の対応)
- 第11条 総長及び実施部局の長は，全学委員会及び部局委員会が行った点検及び評価の結果に基づき，改善が必要と認められるものについては，その改善に努める。
- 2 総長は，全学に係る事項で，関連する学内の委員会において改善策を検討することが適当と認められるものについては，当該委員会に付託する。

3 総長は、実施部局に係る事項で、全学委員会が行った点検及び評価の結果に基づき、特に改善が必要と認められるものについては、当該実施部局の長にその改善策の検討を求めることができる。

(学外者による検証)

第12条 総長及び実施部局の長は、全学委員会及び部局委員会が行った点検及び評価の結果を報告書等として公表した場合には、適宜の方法により学外者による検証を受けるように努めるものとする。

2 実施部局の長は、前項の規定により検証を受けた場合には、その結果を速やかに総長に報告するものとする。

(庶務)

第13条 全学委員会の庶務は、総務部企画室において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、全学委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年12月18日から施行する。

附 則 (平成4年6月24日海大達第31号)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日海大達第46号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月19日海大達第1号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日海大達第49号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月26日海大達第118号)

この規程は、平成12年7月26日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日海大達第49号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月16日海大達第69号)

この規程は、平成13年5月16日から施行する。

7. 北海道大学講座、学科目及び研究部門規程

平成14年4月1日
海大達第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第31条の規定に基づき、北海道大学の大学院の研究科に置く講座、学部の学科又は課程に置く学科目及び附置の研究所に置く研究部門について定めるものとする。

(講座)

第2条 別表第1の左欄に掲げる研究科に、それぞれ同表中欄に掲げる専攻及び同表右欄に掲げる講座を置く。

(学科目)

第3条 別表第2の左欄に掲げる学部に該当する同表中欄に掲げる学科又は課程に、それぞれ同表右欄に掲げる学科目を置く。

(研究部門)

第4条 別表第3の左欄に掲げる大学附置の研究所に、それぞれ同表右欄に掲げる研究部門を置く。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

研究科	専 攻	講 座
文学研究科	思想文化学	哲学，倫理学，文化価値論
	歴史地域文化学	日本史学，東洋史学，西洋史学，歴史文化論，日本文化論，中国文化論，北方文化論 スラブ社会文化論
	言語文学	西洋言語学，西洋文学，言語情報学
	人間システム科学	心理システム科学，行動システム科学，社会システム科学，地域システム科学
教育学研究科	教育学	教育臨床，教育計画，健康スポーツ科学 乳幼児発達論，生涯学習計画論
法学研究科	法学政治学	民事法，公法，刑事法社会法，基礎法学，政治学 高等法政
経済学研究科	経済システム	経済分析，社会経済・歴史分析
	現代経済経営	現代政策，企業システム，国際分析
	経営情報	経営情報分析，会計システム，ソーシャル・マネジ メント
理学研究科	数学	代数構造学，空間構造学，数理解析学 情報数理
	物理学	量子物理学，電子物性物理学，凝縮系物理学，非線 形物理学 量子物性物理学，相転移物性物理学
	化学	分子構造化学，物性解析化学，機能分子化学，生命 分子化学，分子変換化学 超分子化学，生体防御化学，触媒化学
	生物科学	系統進化学，形態機能学，行動知能学，生体情報分 子学，生体高分子解析学，生体高分子設計学 海洋生物科学，資源海藻学
	地球惑星科学	地球惑星物質圏科学，地球惑星進化科学，地球惑星 流体科学，地球惑星物理科学 地球惑星変動学

研究科	専攻	講 座	
医学研究科	生体機能学	分子生化学, 生体機能構造学, 統合生理学, 情報薬理学 細胞生理学, 比較医学, 放射線生物学	
	病態制御学	病態解析学, 分子病態制御学, 生殖・発達医学, 感覚器病学 免疫科学 遺伝子治療	
	高次診断治療学	病態情報学, 循環病態学, 外科治療学, 機能回復医学, 侵襲制御医学 置換外科・再生医学, トレーサ情報解析学	
	癌医学	癌制御医学 放射線腫瘍学, 癌診断学, 癌病態学	
	脳科学	神経機能学, 神経病態学	
	社会医学	予防医学, 社会医療管理学 地域家庭医療学	
	医科学		
歯学研究科	口腔医学	口腔機能学, 口腔健康科学, 口腔病態学 顎機能医療学	
薬学研究科	生体分子薬学	細胞分子薬学, ゲノム機能学	
	創薬化学	創薬化学, 機能分子設計学	
	医療薬学	医療薬学 臨床薬物動態学	
工学研究科	物質工学	材料物性工学, 材料プロセス工学, 機能材料化学	
	分子化学	精密合成化学, 機能設計化学, 界面制御工学, 生物機能化学	
	システム情報工学	数理情報工学, 複雑系工学, 制御情報工学, 電磁エネルギーシステム工学, 生体システム工学 生体情報工学	
	電子情報工学	情報メディア工学, 集積材料デバイス工学, 物質情報エレクトロニクス, 計算機情報通信工学, 情報通信エレクトロニクス 電子情報エレクトロニクス	
	量子物理学	極限物理学, 物質物理学, 波動量子物理学, 固体量子工学	
	量子エネルギー工学	原子カシステム工学, プラズマ理工学, 応用原子科学	
	機械科学	固体工学, 設計機能工学, 流体物理学, 熱エネルギー工学, 宇宙環境工学	
	社会基盤工学	構造工学, 空間構造学, 環境構造材料工学, 地盤工学 寒冷地鉄道工学	
	都市環境工学	都市環境計画学, 交通システム工学, 建築計画学, 人間環境計画学, 環境衛生工学	
	環境資源工学	環境保全システム工学, 水圏工学, 地殻資源工学, 廃棄物資源工学 循環資源評価学(タクマ)	
	農学研究科	生物資源生産学	作物生産生物学, 園芸緑地学, 家畜生産学, 畜産資源開発学, 生物生産工学, 農業経済学 北方資源生態学
		環境資源学	生物生態学体系学, 地域環境学, 森林資源科学, 森林管理保全学, 木材科学 北方森林保全学

研究科	専攻	講 座
農学研究科	応用生命科学	育種工学，応用分子生物学，生命有機化学，分子生命科学，食品科学
獣医学研究科	獣医学	比較形態機能学，動物疾病制御学，診断治療学，環境獣医学
水産科学研究科	環境生物資源科学	多様性生物学，資源生産生態学，資源環境科学，資源計測学，生産システム学，生産工学 水圏共生生態系保全学
	生命資源科学	生命機能学，育種生物学，応用生物科学，生物資源化学，水圏食糧科学
地球環境科学研究科	地圏環境科学	地球生態学，地球環境変遷学 地球雪水学，雪水物理学
	生態環境科学	地域生態系学，環境情報医学，資源化科学，生態遺伝学，環境分子生物学 染色体細胞学，生物適応機構学
	物質環境科学	分子機能化学，物質機能化学，生体機能化学 光分子化学，反応制御化学
	大気海洋圏環境科学	大循環力学，化学物質循環，気候モデリング 極域大気海洋学
国際広報メディア研究科	国際広報メディア	公共伝達論，国際広報論 国際地域文化論，言語伝達論，日本語文化論，マルチメディア表現論

備考

- 1 研究科に置かれる講座は，博士講座である。
- 2 印を冠するものは協力講座， 印を冠するものは寄附講座である。
- 3 印の農学研究科の分子生命科学講座には連携分野として基礎環境微生物学分野を，国際広報メディア研究科の国際広報論講座には連携分野として国際広報戦略論分野を含む。

別表第2（第3条関係）

学部	学科・課程	学 科 目
文学部	人文科学科	哲学文化学，歴史学人類学，言語文学，人間システム科学
教育学部	教育学科	教育社会科学，教育基礎論，教育心理学，健康体育学
法学部	法学課程	公法，民事法，刑事法，社会法，基礎法学，政治学
経済学部	経済学科	経済理論，経済史，応用経済学
	経営学科	経営学，経営情報
理学部	数学科	数学
	物理学科	物理学
	化学科	化学
	生物科学科	生物学，高分子機能学
	地球科学科	地球惑星物質科学，地球物理学
医学部	医学科	医学概論，医学史，人類遺伝学，解剖・発生学，生理学，生化学，薬理学，病理学，細菌学，法医・医療情報学，衛生・公衆衛生学，内科学，外科学，生殖・発達医学，精神・脳神経医学 感覚器医学，機能回復医学，高次診断医学，リハビリテーション医学，侵襲制御医学
歯学部	歯学科	生体構造解析学，生体機能解析学，病因病態解析学，歯質・歯周再建学，咬合再建学，口腔診断内科学，口腔顎顔面外科学，発育加齢歯科学，口腔健康科学
薬学部	総合薬学科	総合薬学

学部	学科・課程	学 科 目
工学部	材料工学科	物性工学, 素材工学
	応用化学科	有機化学, 無機分析化学, 物理化学, 化学工学, 高分子生物化学
	情報工学科	数情報工学, 情報システム工学, 情報メディア工学
	電子工学科	情報通信工学, 電子物性デバイス工学, 電子情報機器学
	システム工学科	制御情報工学, 電磁エネルギーシステム工学, 電子物性基礎学
	応用物理学科	量子物理学, 物質物理学, 波動物理学, 光物理学
	原子工学科	放射線応用工学, エネルギー応用工学, 原子システム工学
	機械工学科	設計制御工学, 固体工学, 流体工学, 熱物理学, 熱システム工学
	土木工学科	構造システム工学, 水圏工学, 交通都市工学, 地盤工学
	建築都市学科	建築構造学, 建築都市計画学, 図形情報科学
	環境工学科	環境衛生工学, 人間環境工学, 環境保全システム工学
	資源開発工学科	岩盤工学, 資源工学
	農学部	生物資源科学科
応用生命科学科		応用生命科学
生物機能化学科		生物機能化学
森林科学科		森林科学
畜産科学科		畜産科学
農業工学科		農業工学
農業経済学科		農業経済学
獣医学部	獣医学科	生物医科学, 病因病態学, 応用獣医学, 臨床獣医学
水産学部	水産海洋科学科	水産海洋科学
	海洋生産システム学科	海洋生産システム学
	海洋生物生産科学科	海洋生物生産科学
	海洋生物資源化学科	海洋生物資源化学
	水産教員養成課程	

別表第3 (第4条関係)

附置研究所	研究部門
低温科学研究所	寒冷海洋圏科学, 寒冷陸域科学, 低温基礎科学, 寒冷圏総合科学
電子科学研究所	電子材料物性, 電子機能素子, 電子計測制御, 電子情報処理
遺伝子病制御研究所	病因, 病態, 疾患制御

備考 印の低温科学研究所の寒冷圏総合科学研究部門には客員研究分野として低温総合科学研究分野を, 電子科学研究所の電子情報処理研究部門には客員研究分野として並列分散処理研究分野を, 遺伝子病制御研究所の疾患制御研究部門には客員研究分野として遺伝子治療開発研究分野を含む。

8 . 北海道大学学位規程

昭和33年 9月10日
海大達第12号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北海道大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北海道大学通則(平成7年海大達第2号)及び北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「本学大学院通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、別表第1に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(論文提出による博士)

第3条 本学大学院通則第25条に定めるもののほか、博士の学位は、本学に論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士の学位を授与される者と同等以上の学力があることを試問により確認された者に対し授与することができる。

(学位の授与申請)

第4条 前条により、学位の授与を申請するときは、学位申請書に、学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学してから1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 論文審査手数料の額は、別に総長が定める。

4 一旦提出した学位論文及び納付した論文審査手数料は還付しない。

(学位論文及び資料)

第5条 前条第1項又は第2項の規定により提出する学位論文は、一篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の審査等)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により学位論文の提出があったときは、総長は、第2条に規定する専攻分野の名称に応じて、当該研究科の教授会に学位論文の審査、試験及び試問(以下「審査等」という。)を付託する。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学術について行う。

3 試問は、口答試問及び筆答試問により行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、研究科の教授会の定めるところによる。

4 前項の規定にかかわらず、研究科の教授会が特に認めるときは、学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

(審査委員)

第7条 研究科の教授会は、当該専攻担当の教授及び関連専攻担当の教授のうちから3名以上の審査委員を選定して、前条の審査等を行う。

2 前項の研究科の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 当該専攻担当の助教授又は常勤の講師

(2) 他の専攻担当又は他の研究科担当の教授、助教授又は常勤の講師

(3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等

(試問の免除)

第8条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科所定の年限内に学位論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(審査期間)

第9条 審査委員は、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、審査等を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科の教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員の報告)

第10条 審査委員は、審査等を終了したときは、ただちにその結果を当該研究科の教授会に報告しなければならない。

(研究科の教授会の審議)

第11条 前条の研究科の教授会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会構成員(以下「構成員」という。)の3分の2以上の出席を必要とする。

3 海外出張中、休職期間中その他当該研究科の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は、前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。

4 学位を授与できるものと議決するには、出席構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科の教授会が、前条の議決をしたときは、その研究科長は学位論文とともに学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 総長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第16条 第3条の規定により博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、研究科の教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科の教授会において前項の議決をするには、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(登録)

第17条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記及び書類の様式等)

第18条 学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年3月20日から施行する。ただし、修士の学位に関する規定は、昭和30年1月1日から適用する。
- 2 北海道大学学位規程（大正10年3月22日北大達第6号）は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）まで効力を有する。
- 3 本学大学院の博士課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を修了した者に同種の学位を授与した後において取扱う。

附 則（昭和33年9月17日海大達第14号）

この規程は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月26日海大達第10号）

この規程は、昭和42年4月26日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年1月17日海大達第2号）

この規程は、昭和43年1月17日から施行する。

附 則（昭和45年4月15日海大達第17号）

この規程は、昭和45年4月15日から施行する。

附 則（昭和49年5月15日海大達第13号）

この規程は、昭和49年5月15日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月19日海大達第6号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月21日海大達第12号）

この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年5月18日海大達第11号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和52年5月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月22日海大達第12号）

この規程は、昭和53年3月22日から施行する。ただし、第1条中北海道大学大学院通則第25条第1項の改正規定及び第2条中北海道大学学位規程第2条第2項の改正規定は、昭和53年3月1日から適用する。

附 則（昭和57年11月24日海大達第32号）

この規程は、昭和57年11月24日から施行する。

附 則（平成2年2月21日海大達第2号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月18日海大達第38号）

この規程は、平成3年9月18日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年6月24日海大達第31号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日海大達第12号）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規程（平成5年海大達第56号）附則第2項に規定する大学院環境科学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の北海道大学学位規程別表第1の規定にかかわらず、環境科学とする。

附 則（平成7年4月1日海大達第26号）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学通則の全部を改正する規程（平成7年海大達第2号）附則第4項に規定する文学部行動科学科に在学し、所定の課程を修了した者の学士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の北海道大学学位規程別表第1の規定にかかわらず、行動科学とする。

附 則（平成9年4月1日海大達第17号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日海大達第30号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日海大達第22号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第23号）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規程（平成12年海大達第22号）附則第2項に規定する大学院文学研究科行動科学専攻に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の北海道大学学位規程別表第1の規定にかかわらず、行動科学とする。

附 則（平成12年12月20日海大達第136号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年4月1日海大達第30号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 学士

学部	専攻分野の名称
文 学 部	文学
教育学部	教育学
法 学 部	法学
経済学部	経済学経営学
理 学 部	理学
医 学 部	医学
歯 学 部	歯学
薬 学 部	薬学
工 学 部	工学
農 学 部	農学
獣医学部	獣医学
水産学部	水産学

備考 専攻分野の名称中「経済学」は経済学部経済学科の卒業者の学位に、「経営学」は同学部経営学科の卒業者の学位に付記する。

2 修士及び博士

研究科	専攻分野の名称	
	修士	博士
文学研究科	文学学術	文学学術
教育学研究科	教育学	教育学
法学研究科	法学	法学
経済学研究科	経済学経営学	経済学経営学
理学研究科	理学	理学
医学研究科	医科学	医学
歯学研究科		歯学
薬学研究科	薬学	薬学
工学研究科	工学	工学
農学研究科	農学	農学
獣医学研究科		獣医学
水産科学研究科	水産科学	水産科学
地球環境科学研究科	地球環境科学	地球環境科学
国際広報メディア研究科	国際広報メディア	国際広報メディア

備考 一の研究科において専攻分野の名称を複数掲げている場合、当該名称を付記する対象者の範囲は、当該研究科が別に定める。

別表第2（第18条関係）

1 本学を卒業した場合の学位記の様式

学位記 本籍（都道府県名） 氏名 年 月 日生 本学 学部 学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（ ）の学位を授与する 年 月 日	
大学の印	
第 号	北海道大学

備考 「 学科」は、法学部にあつては「法学課程」とする。

2 修士課程を修了した場合の学位記の様式

学 位 記 本籍（都道府県名） 氏 名 年 月 日生 本学大学院 研究科 専攻の修士課程を修了したので修士（ ）の学位を授 与する 年 月 日		
	大学の印	
第 号	北海道大学	

3 博士課程を修了した場合の学位記の様式

学 位 記 本籍（都道府県名） 氏 名 年 月 日生 本学大学院 研究科 専攻の博士課程を修了したので博士（ ）の学位を授 与する 年 月 日		
	大学の印	
第 号	北海道大学	

4 論文提出による場合の学位記の様式

学 位 記		
本籍（都道府県名）		
氏 名		
年 月 日生		
本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験並びに試問に合格したので博士（ ） の学位を授与する		
年 月 日		
	大学の印	
第 号	北海道大学	

5 学位申請書関係書類の様式

(1) 学位申請書の様式

学位申請書	
貴学学位規程第4条第 項の規定により学位論文，論文目録，履歴書及び論文審査 手数料 円を添え博士（ ）の学位の授与を申請します。	
年 月 日	
氏名(自署)	
北海道大学総長 殿	

備考（ ）には，別表第1の博士に係る専攻分野の名称を記載すること。

- (2) 学位申請書に添付する書類の様式
イ 論文目録の様式

論文目録
学位論文
1 題目
2 印刷公表の方法及び時期
3 冊数
参考論文
1 題目
2 冊数
年 月 日
学位申請者 氏名(自署)

備考

- 1 論文題目が外国語の場合には、和訳を付すること。
- 2 学位論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載すること。
- 3 参考論文が2種以上あるときは、列記すること。

□ 履歴書の様式

履 歴 書	
本 籍	
現住所	
	氏 名
	年 月 日生
学 歴	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
職 歴	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
研究歴	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
賞 罰	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
	氏名(自署)

備考 学歴は、旧制中等学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

6 学位申請関係書類の提出部数

- (1) 学位申請書正副2通
- (2) 学位論文(参考論文を含む。)正副2通
- (3) 論文目録2通
- (4) 履歴書2通

備考 参考論文が2冊以上あるときは、現物に番号を付すること。

7 その他

学位申請書関係書類の様式については、縦書きも可とする。

9. 教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程

昭和51年 6月19日
海大達第29号

第1条 北海道大学通則（平成7年海大達第2号）第47条第2項に規定する教育職員免許状授与の所要資格（以下「所要資格」という。）の取得方法等については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 本学において、所要資格を得させるための課程として認定を受けた学部・学科・課程及び研究科の専攻並びに取得することのできる教育職員免許状の種類は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

第3条 本学において、所要資格を取得しようとする者は、各学部又は各研究科の定めるところにより、教育職員免許状の種類に応じ所要の専門科目に該当する授業科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、各学部又は各研究科で定める。

附 則

この規程は、昭和51年6月19日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年5月18日海大達第16号）

この規程は、昭和52年5月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年5月17日海大達第36号）

この規程は、昭和53年5月17日から施行し、別表第1中工学部の項に係る改正規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月25日海大達第20号）

この規程は、昭和54年4月25日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年5月20日海大達第30号）

この規程は、昭和56年5月20日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年5月23日海大達第28号）

この規程は、昭和59年5月23日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成元年10月18日海大達第53号）

この規程は、平成元年10月18日から施行する。

附 則（平成2年5月16日海大達第18号）

1 この規程は、平成2年5月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 平成2年3月31日に在学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月20日海大達第4号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月22日海大達第27号）

1 この規程は、平成3年5月22日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 平成2年3月31日に在学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月19日海大達第24号）

1 この規程は、平成5年5月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 平成4年3月31日に在学する者並びに平成6年3月31日までに薬学部及び農学部に入学者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（以下「新規程」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成5年3月31日に大学院の理学研究科及び環境科学研究科に在学する者については、新規規程別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 5 月 25 日海大達第 25 号）

- 1 この規程は、平成 6 年 5 月 25 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 5 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 7 年 3 月 31 日までに理学部に入学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（以下「新規程」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 6 年 3 月 31 日に大学院の文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科及び工学研究科に在学する者については、新規別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日海大達第 46 号）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 24 日海大達第 58 号）

- 1 この規程は、平成 7 年 5 月 24 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 7 年 3 月 31 日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成 7 年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（以下「新規程」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本学在学者のうち理学部地球科学科並びに工学部の応用化学科及び材料工学科に進学する者並びに当該学科に入学する者を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日に在学する者のうち工学部応用化学科に在学する者及び当該学科に進学する者（以下「応用化学科在学者等」という。）並びに応用化学科在学者等の属する年次に入学する者については、新規別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 7 年 3 月 31 日に本学大学院の理学研究科、工学研究科及び獣医学研究科に在学する者（以下「大学院在学者」という。）並びに平成 7 年 4 月 1 日以降に大学院在学者の属する年次に入学する者については、新規別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 4 月 17 日海大達第 21 号）

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 17 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 8 年 3 月 31 日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成 8 年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（以下「新規程」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 8 年 3 月 31 日に本学の大学院に在学する者（以下「大学院在学者」という。）及び平成 8 年 4 月 1 日以降に大学院在学者の属する年次に入学する者については、新規別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 16 日海大達第 38 号）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 16 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成 9 年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（以下「新規程」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 9 年 3 月 31 日に本学の大学院に在学する者（以下「大学院在学者」という。）及び平成 9 年 4 月 1 日以降に大学院在学者の属する年次に入学する者については、新規別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 4 月 15 日海大達第 45 号）

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 15 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日に本学の大学院に在学する者（以下「大学院在学者」という。）及び平成 10 年 4 月 1 日以降に大学院在学者の属する年次に入学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月21日海大達第42号）

- 1 この規程は、平成11年4月21日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成11年3月31日に本学の大学院に在学する者（以下「大学院在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に大学院在学者の属する年次に入学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年5月17日海大達第110号）

- 1 この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成12年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（以下「新規程」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年3月31日に本学の大学院に在学する者（以下「大学院在学者」という。）及び平成12年4月1日以降に大学院在学者の属する年次に入学する者については、新規程別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、水産学研究所の名称は水産科学研究科とする。

別表第1 学部（第2条関係）

右記免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた学部の学科・課程		取得することができる免許状の種類
文学部	人文科学科	中学校教諭一種免許状（国語，社会，英語，中国語，ロシア語，ドイツ語，フランス語，宗教） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，英語，中国語，ロシア語，ドイツ語，フランス語，宗教）
教育学部	教育学科	中学校教諭一種免許状（社会，保健体育，保健） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史，公民，保健体育，保健） 養護学校教諭一種免許状
法学部	法学課程	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史，公民）
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状（社会）
	経営学科	高等学校教諭一種免許状（公民，商業）
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学）
	物理学科	中学校教諭一種免許状（理科）
	化学科	高等学校教諭一種免許状（理科）
	生物科学科	
	地球科学科	
薬学部	総合薬学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
		高等学校教諭一種免許状（工業）
工学部	材料工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
	応用化学科	
	情報工学科	
	電子工学科	
	システム工学科	
	応用物理学科	
	原子工学科	
	機械工学科	
	土木工学科	
	建築都市学科	

右記免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた学部・学科・課程		取得することができる免許状の種類
工学部	環境工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
	資源開発工学科	
農学部	生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状（理科，農業）
	応用生命科学科	
	生物機能化学科	
	森林科学科	
	畜産科学科	
	農業工学科	
	農業経済学科	
獣医学部	獣医学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
水産学部	水産海洋科学科	中学校教諭一種免許状（理科）
	海洋生産システム学科	高等学校教諭一種免許状（理科，水産）
	海洋生物生産科学科	
	海洋生物資源化学科	

別表第2 大学院（第2条関係）

右記免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた研究科の専攻		取得することができる免許状の種類
文学研究科	思想文化学専攻	中学校教諭専修免許状（社会，宗教） 高等学校教諭専修免許状（公民，宗教）
	歴史地域文化学専攻	中学校教諭専修免許状（国語，社会，中国語） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，中国語）
	言語文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語，ドイツ語，ロシア語） 高等学校教諭専修免許状（英語，ドイツ語，ロシア語）
	人間システム科学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史，公民）
教育学研究科	教育学専攻	中学校教諭専修免許状（社会，保健体育，保健） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史，公民，保健体育，保健） 養護学校教諭専修免許状
法学研究科	法学政治学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史，公民）
経済学研究科	経済システム専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）
	現代経済経営専攻	
	経営情報専攻	
理学研究科	数学専攻	高等学校教諭専修免許状（数学）
	物理学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
	化学専攻	
	生物科学専攻	
	地球惑星科学専攻	
薬学研究科	生体分子薬学専攻	中学校教諭専修免許状（理科）
	創薬化学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
	医療薬学専攻	

右記免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた研究科の専攻		取得することができる免許状の種類
工学研究科	物質工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	分子化学専攻	
	システム情報工学専攻	
	電子情報工学専攻	
	量子物理学専攻	
	量子エネルギー工学専攻	
	機械科学専攻	
	社会基盤工学専攻	
	都市環境工学専攻	
農学研究科	生物資源生産学専攻	高等学校教諭専修免許状（農業）
	環境資源学専攻	
	応用生命科学専攻	
獣医学研究科	獣医学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
水産科学研究科	環境生物資源科学専攻	高等学校教諭専修免許状（水産）
	生命資源科学専攻	
地球環境科学研究科	地圏環境科学専攻	中学校教諭専修免許状（理科）
	生態環境科学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
	物質環境科学専攻	
	大気海洋圏環境科学専攻	
国際広報メディア研究科	国際広報メディア専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）

備考 教育職員免許法第5条別表第1に規定する専修免許状の授与を受ける場合の基礎資格は、修士の学位を有すること（大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上を修得した場合を含む。）である。

10. 北海道大学総長選考基準

昭和24年
制定

第1条 総長の選考は、この基準により評議会が行う。

第2条 総長の選考は、次の場合にこれを行う。

- (1) 総長の任期が満了するとき。
- (2) 総長が文部科学大臣に辞任を申し出たとき。
- (3) 総長が欠けたとき。

第3条 被選考資格者は、学の内外を問わず大学教授の経験あるものとする。

2 前項の被選考資格は、選挙の日を公示した日にこれを有しなければならない。

第4条 総長の選考は、選挙によりこれを行う。

2 選挙は、第1次選挙及び第2次選挙とする。

3 第2条第1号の場合において、選挙は任期満了の日より少なくとも20日前に行わなければならない。

4 選挙の期日は、少なくとも30日前にこれを公示しなければならない。

5 選挙の事務及び管理は、評議会がこれを行う。ただし、候補者となった評議員はこれを行うことができない。

第5条 第1次選挙は、総長並びに専任の教授、助教授及び講師の投票により行い、第2次選挙は、総長並びに専任の教授、助教授、講師及び助手の投票により行う。

2 前項の選挙資格は、選挙の日を公示した日にこれを有しなければならない。ただし、選挙の日までに退官したものは選挙資格を有しない。

3 不在投票及び代理投票は、認めない。

4 投票は、1人1票に限る。

第6条 第1次選挙においては2名連記の無記名投票により得票多数の10名までを第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは、これを第1次候補者に加える。

2 第1次候補者の氏名及びその得票数は、即時これを公示しなければならない。

3 第1次候補者中辞退する者があるときは、これを補充しない。

第7条 第2次選挙においては、第1次候補者の中から単記の無記名投票により過半数の票を得た者を当選者とする。

2 前項の選挙により過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の3名について（ただし、末位に得票同数の者があるときはこれを加える。）さらに投票を行い、過半数の票を得た者を当選者とする。

3 前項の選挙により過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2名についてさらに投票を行い、得票多数の者を当選者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を当選者とする。

4 第1項の選挙において、第一次候補者が辞退等により2名以下となったときは、次のとおりとする。

(1) 第一次候補者が2名となったときは、この2名について投票を行い、得票多数の者を当選者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を当選者とする。

(2) 第一次候補者が1名となったときは、この者について投票を行い、過半数の票を得た場合に当選者とする。なお、過半数の票を得られなかった場合は、改めて総長の選考を行う。

第8条 評議会は前条による当選者を総長候補者として、その旨総長に報告し、かつ公示する。

2 前条による当選者の辞退は、評議会の承認を要する。

3 前項により当選者が辞退したときは、直ちに前条の選挙を行う。ただし、前条第4項第2号の場合の取扱いについては、評議会が別に定める。

第9条 総長の任期は4年とし、再選を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

第10条 この基準の解釈につき疑義があるときは、評議会がこれを決定する。

第11条 この基準の実施に関し必要な事項は、評議会がこれを定める。

附 則

この基準は、昭和24年11月8日より実施する。

附 則

この基準は、昭和25年8月23日より実施する。

附 則

この基準は、昭和29年9月1日より実施する。

附 則

この基準改正は、昭和42年9月20日から実施する。

附 則

この基準の改正は、昭和46年1月20日から実施する。

附 則（抄）

- 1 この基準の改正は、昭和48年11月21日から実施し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（平成4年6月24日）

この基準は、平成4年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、平成12年11月22日から実施する。

- 2 平成13年1月5日までの間、改正後の北海道大学総長選考基準第2条第2号中、「文部科学大臣」とあるのは、「文部大臣」とする。

補 則

- (1) 選挙投票者の名簿は、評議会が部局別に作成し保存する。
- (2) 選挙当日の投票者に異動のあったときは、評議会はその都度投票者名簿を訂正する。
- (3) 投票用紙は、評議会から交付したものに限る。
- (4) 候補者の氏名が明らかでない投票は、無効とする。ただし、氏名の文字に誤りがあっても、特定の候補者を指示したことが明らかであるときはこの限りでない。
- (5) 第一次選挙において、被選考資格者2名を連記しない場合は、その投票を無効とする。
- (6) 第一次選挙において、本学教授経験者以外の候補者については、被選考資格者であることを示す所属・職名が正しく記入されていない場合は、その投票を無効とする。ただし、所属については略記であっても、特定の大学を指示したことが明らかであるときはこの限りでない。

11. 北海道大学副学長の選考等に関する規程

平成7年4月1日
海大達第19号

(趣旨)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条第4項及び第8条第1項の規定による北海道大学副学長(以下「副学長」という。)の選考及び任期については、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 副学長の選考は、総長が行う。

2 総長は、前項の選考を行うに際しては、部局長及び部局長が推薦する本学専任の教授のうちから副学長候補者を指名し、その者につき、評議会の承認を得なければならない。

(任期)

第3条 副学長の任期は2年とし、総長の任期の範囲内とする。

2 事故等により副学長が欠員になった場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副学長の引き続き再任は、認めない。

(定年及び退職の日)

第4条 副学長の職にある教授の定年及び退職の時期については、北海道大学教員の定年に関する規程(昭和48年海大達第11号)の定めるところによる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、副学長の選考等に関し必要な事項は、評議会の議に基づき、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月15日海大達第7号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年11月22日海大達第133号)

1 この規程は、平成12年11月22日から施行する。

2 この規程施行の際、現に改正前の北海道大学副学長の選考等に関する規程により副学長の職にある者については、改正後の北海道大学副学長の選考等に関する規程(以下「新規程」という。)により選考されたものとみなし、その任期は当該副学長に付されている任期及び新規程第3条第1項にかかわらず、平成13年4月30日までとする。

3 平成13年3月31日までの間は、新規程第4条(見出しを含む。)中、「定年」とあるのは、「停年」とする。

12. 北海道大学教員選考基準

平成 6 年 3 月 16 日
海大達第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第 4 条第 5 項及び教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第 6 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、北海道大学(以下「本学」という。)の教授、助教授、講師及び助手(以下「教員」という。)の選考について定めるものとする。

(選考)

第 2 条 教員の選考は、本学が世界的水準の研究の推進を目指す大学であることに鑑み、優れた人格及び識見を有する者について、その研究業績、教育業績及び教授能力を総合的に判断して行うものとする。

2 教員の選考に当たっては、部局等(各大学院研究科、各学部、各附置研究所、言語文化部、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設、保健管理センター及び体育指導センターをいう。以下同じ。)の教育研究上の理念及び目標に基づき、学内外を問わず広く人材を求めるよう努めるものとする。

(教授の資格)

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授又は助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (4) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(助教授の資格)

第 4 条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において助教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(講師の資格)

第 5 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 第 3 条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(助手の資格)

第 6 条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

(雑則)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、部局等の教授会(これに相当する機関を含む。)が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成6年3月16日から施行する。
- 2 北海道大学教員及びこれに準ずる者の選考基準（昭和24年海大達第16号）は、廃止する。

附 則（平成7年4月1日海大達第46号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第19号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月25日海大達第87号）

この規程は、平成13年7月25日から施行する。

13. 北海道大学部局長選考規程

昭和40年 7月28日
海大達第12号

(趣旨)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条第4項の規定による北海道大学(以下「本学」という。)の部局長の選考は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で「部局長」とは、教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第1条に規定する者をいう。

(選考)

第3条 附置研究所長は、本学専任の教授のうちから、当該附置研究所の教授会の議に基づき、総長が選考する。

第4条 医学部附属病院長は、本学医学部の教授のうちから、医学部教授会の議に基づき、総長が選考する。

第5条 歯学部附属病院長は、本学歯学部の教授のうちから、歯学部教授会の議に基づき、総長が選考する。

第6条 附属図書館長は、総長が指名する副学長をもって充てる。

第7条 大学院研究科長は、本学専任の教授のうちから、当該研究科の教授会の議に基づき、総長が選考する。

附 則

1 この規程は、昭和47年7月28日から施行する。

2 北海道大学部局長(学部長を除く。)の選考基準(昭和24年3月15日施行)は、廃止する。

附 則(昭和42年6月14日海大達第21号)

1 この規程は、昭和42年6月14日から施行する。

2 歯学部教授会が置かれるまでの間は、この規程による改正後の北海道大学部局長選考規程第5条中「歯学部教授会」とあるのは「歯学部運営委員会」と読み替えるものとする。

附 則(昭和52年5月18日海大達第15号)

この規程は、昭和52年5月18日から施行する。

附 則(平成4年6月24日海大達第31号)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日海大達第18号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日海大達第38号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日海大達第20号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日海大達第34号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日海大達第32号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日海大達第17号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月7日海大達第114号)

この規程は、平成12年6月7日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年2月21日海大達第9号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

14. 北海道大学名誉教授称号授与規程

昭和41年 2月16日
海大達第 3号

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の3の規定に基づく北海道大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に対し、評議会の選考を経て、授与する。

- (1) 本学の教授として通算15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (2) 本学の総長として功労の顕著であった者
- 2 本学助教授としての勤務年数はその3分の2を、講師（常勤の者に限る。以下同じ。）としての勤務年数はその3分の1を、短期大学を除く他の大学（これに相当する外国の大学を含む。）の教授としての勤務年数はその2分の1を、助教授としての勤務年数はその3分の1を、講師としての勤務年数はその4分の1をそれぞれ前項第1号の勤務年数に通算することができる。ただし、本学の教授として7年以上勤務した者に限りこれを適用する。

第3条 本学に、教授、助教授又は講師として勤務した者で、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者に対しては、前条の規定にかかわらず、評議会の選考を経て、名誉教授の称号を授与する。

2 本学に、外国人教師として勤務した者で、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者に対しては、前項の例による。

第4条 名誉教授の称号を授与しようとするときは、前任の総長については、総長又は評議員の3分の1以上の賛成により発議し、その他の者については、部局長の長が、当該教授会（これに相当する機関を含む。）の議を経て、総長に内申するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 総長は、前項の発議又は内申があったときは、評議会において出席者の3分の2以上の同意を得て、名誉教授の称号を授与する。

第5条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

附 則

1 この規程は、昭和41年2月16日から施行する。

2 北海道大学名誉教授授与規程（昭和25年5月31日）は、廃止する。

附 則（昭和53年3月22日海大達第13号）

この規程は、昭和53年3月22日から施行する。

附 則（平成2年12月19日海大達第43号）

この規程は、平成2年12月19日から施行する。

附 則（平成4年6月24日海大達第31号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日海大達第19号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日海大達第50号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別紙様式（第五条関係）

	印 北海道大学	氏 名 年 月 日生 学校教育法第六十八条の三の規定 により北海道大学名誉教授の称号を 授与する 年 月 日
--	------------	---